

前回会議における委員からのご質問及びそれに対する回答  
 (福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について)

(1) 表面汚染密度の測定について、JAEA からの指導はどのように行われたのか。特にバックグラウンドの測定方法について、学問的・理論的に問題があると思うので、どういう指導であったか明確にしてほしい。

【橋本委員】

(回答)

2021年9月10日、JAEA 福島研究開発拠点安全管理部所属の3名の方に、環境省の委託業者が表面汚染密度測定を実施する様子を、ウェブカメラを通じて確認いただきました。なお、バックグラウンドの測定方法は、これまでの円卓会議で説明してきたとおり、周辺の空間の放射線を測定しました(第56回監視円卓会議資料2-2(p4)参照)。

意見を頂いた点としては、スクリーニング時の時定数や、安定器を保管している倉庫内の測定場所でバックグラウンドの測定を行うことについて適切であるとの評価を頂いております。

【環境省】

## ① 表面汚染密度の測定について

4

- 全ての機器について測定を行った結果、**表面汚染密度が  $4 \text{ Bq/cm}^2$  を超えるものは確認されず、表面汚染密度の平均値は  $0.24 \text{ Bq/cm}^2$  であり、 $4 \text{ Bq/cm}^2$  を十分に下回っていることも確認**されました。
- なお、測定時には**周辺の空間の放射線量も計測**されます。機器の表面汚染密度の評価のため、**周辺の空間の放射線 (=バックグラウンド)**も併せて測定しています。

※ 測定時のバックグラウンドの表面汚染密度の平均値は  $0.24 \text{ Bq/cm}^2$  でした。



測定対象機器の  
表面汚染密度の測定

※ 機器から発生する放射線の量を計測していますが、周辺の空間の放射線の量も計測されます。



バックグラウンドの  
表面汚染密度の測定

※ 周辺の空間の放射線の量を計測しています。

参考：第56回監視円卓会議 資料2-2 (抜粋)

(2) 表面汚染密度や空間線量は、サーベイメータでは CPM で測ってそれを換算している。環境省はどのような形で換算しているのか。

【橋本委員】

(回答)

換算式は以下の通りであり、JIS Z 4504（放射性表面汚染の測定方法-β線放出核種（最大エネルギー0.15 MeV以上）及びα線放出核種）に則ったものです。

表面汚染密度 (Bq/cm<sup>2</sup>)

= 計数值 (cpm) × 1 / (60 (秒) × (機器効率 2π (%)/100) × 検出器有効面積 × 線源効率)

【環境省】

(3) 4Bq/cm<sup>2</sup> について「放射性同位元素等の規制に関する法律を準用し」という説明があったが、この「準用」とはどのような内容なのか。言葉の使い方が間違っているのではないか。具体的に説明していただきたい。

【河野委員】

(回答)

放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内廃棄物には、御指摘の法令は適用されません。処理にあたって対策地域から室蘭へ搬入する際、地元の皆様の安心・安全を確保するために、御指摘の法令の考え方を参考にして放射線管理区域からの物品の持ち出し基準である 4 Bq/cm<sup>2</sup>を満たしていることを自主的に確認する旨を説明したものです。

【環境省】

(4) 環境省は、福島第一原発の内部にある PCB 廃棄物の処理計画を把握しているのか。わかっているのであれば発表してもらいたい。

【河野委員】

(回答)

福島第一原子力発電所の構内に保管されている廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法第9条の規定により、関係原子力事業者たる東京電力の責任において処理を行うものとされておりま。

PCB 廃棄物についても、JESCO 北海道事業所では処理は行わず、福島第一原子力発電所の構内において、廃炉作業の工程等を踏まえながら処理を実施すべく、東京電力において処理方法等の検討を進めて頂いているものと認識しております。

高濃度 PCB 廃棄物について、現時点で具体的な処理計画について公表されているものは無いと承知しておりますが、引き続き検討状況を注視するとともに、PCB 廃棄物の無害化処理が適切に行われるよう、環境省としても技術的な助言等の対応を行ってまいります。

【環境省】

(5) JESCO のホームページで「中間貯蔵事業は福島で行うものであり、現在 JESCO が PCB 処理の各事業所で行っている事業とは、完全に切り離して実施されるものです。したがって、PCB 廃棄物処理事業を行っている各事業所では、引き続き PCB 廃棄物のみを処理することとしています。」と説明がある。どう考えたらいいのか。

【橋本委員】

(回答)

JESCO の中間貯蔵事業は、福島県内の除染で発生した除去土壌等を、最終処分が行われるまでの間、中間貯蔵施設において保管又は処分することを指しています。

JESCO の事業範囲は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 7 条第一項各号にて規定されているところ、対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理は、同条第一項第四号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。」に附帯する業務として、同条第一項第六号「前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。」に基づき実施したものです。

【環境省】

JESCO 北海道 PCB 処理事業所は環境省から処理委託を受けた対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行ったものであり、除去土壌の保管等を行う中間貯蔵事業を行ったものではありません。

【JESCO】

(6) 調整なのか協議なのか分からないが、環境に関係する団体がその記録の情報公開を求めたところ、全て不存在とのことであった。北海道の文書管理規程では、道以外の行政庁や団体とかいろいろなところとの話し合いがあった場合には、全て記録を取れと書いてある。北海道はなぜ記録を残さなかったのか。

【河野委員】

(回答)

本件については、複数回にわたり公文書の開示請求があり、環境省からの依頼文書や道から環境省への回答に係る決定書、現地確認の結果や有識者への意見聴取の結果などの公文書を開示してきたところ。

第55回監視円卓会議では、委員から「回答にあたり会議を開催したのか」とのご質問があったが、道においては、意思決定を行う場合に様々な方法があり、今回の件については、日時や場所を決定し関係者を参集するような会議形式で決定したものではないため、「会議は開催していない」旨を回答させていただいたところ。会議記録の開示請求についても、同じ理由で「会議記録がないため不存在」との回答をさせていただきました。

今回の件については、令和3年3月に環境省から処理方針の説明を受けて以降の経緯や判断に至った考え方について資料としてとりまとめ、令和3年12月23日に道のホームページで公表しており、環境省への回答に当たっては、決定書を作成し文書による決定行為を行っております。

【北海道】

(7) 北海道内で、放射性物質の除去や処理についての経験（事例）があれば、教えてほしい。

【山本委員】

(回答)

北海道電力によると、泊発電所では発電所の運転などに伴い放射能レベルの低い「低レベル放射性廃棄物」が発生しており、そのうち固体状のものについては、発電所敷地内において焼却や圧縮処理などが行われ、ドラム缶に詰めるなどして敷地内の貯蔵庫に保管された後、青森県の「低レベル放射性廃棄物埋設センター」において埋設処分されます。

【北海道】